

旭川市立旭川第三小学校
学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和4年4月 改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは時として人生や生命までも脅かすものであるという認識を教職員や児童全員が共有してきました。いじめは決して許される行為ではないという意識の下、いじめはどの学校にも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に努め、毅然とした指導に全ての教職員が取り組んできたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国的基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。

- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和4年度の目標

令和3年度の本校のいじめ認知件数は25件で、そのいじめについては解消している状態にあり解消率は100%ですが、「嫌な思い」「苦痛」を感じている児童が10%程度いる現状があります。また、いやな思いをしたときに「誰にも相談しない」児童が6%程度います。その原因の一つとして、児童が学校生活にストレスを抱えていたり、児童同士のコミュニケーションが上手くとれていないことも予想されます。

そこで、令和4年度の目標を「『他人の気持ちを考えて行動できた』児童を95%以上にする。」とし、学校目標「仲良くする子～相手がどのように受け取るかを想い、言動を選択できる子～」が達成されるように、学校教育活動に取り組んでいきます。

本校では、教職員一人一人が、いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るとの認識を持ち、家庭、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「国の基本方針」や令和4年3月に改定された「旭川市いじめ防止基本方針」を参考に学校いじめ防止基本方針を策定します。

本基本方針は、年間の学校教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対処などの取組を体系的・計画的に実施できるよう、いじめの防止等の方針や、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）、早期発見・事案対処マニュアルに基づく取組、PDCAサイクルによる点検・見直し等について盛り込んだものです。

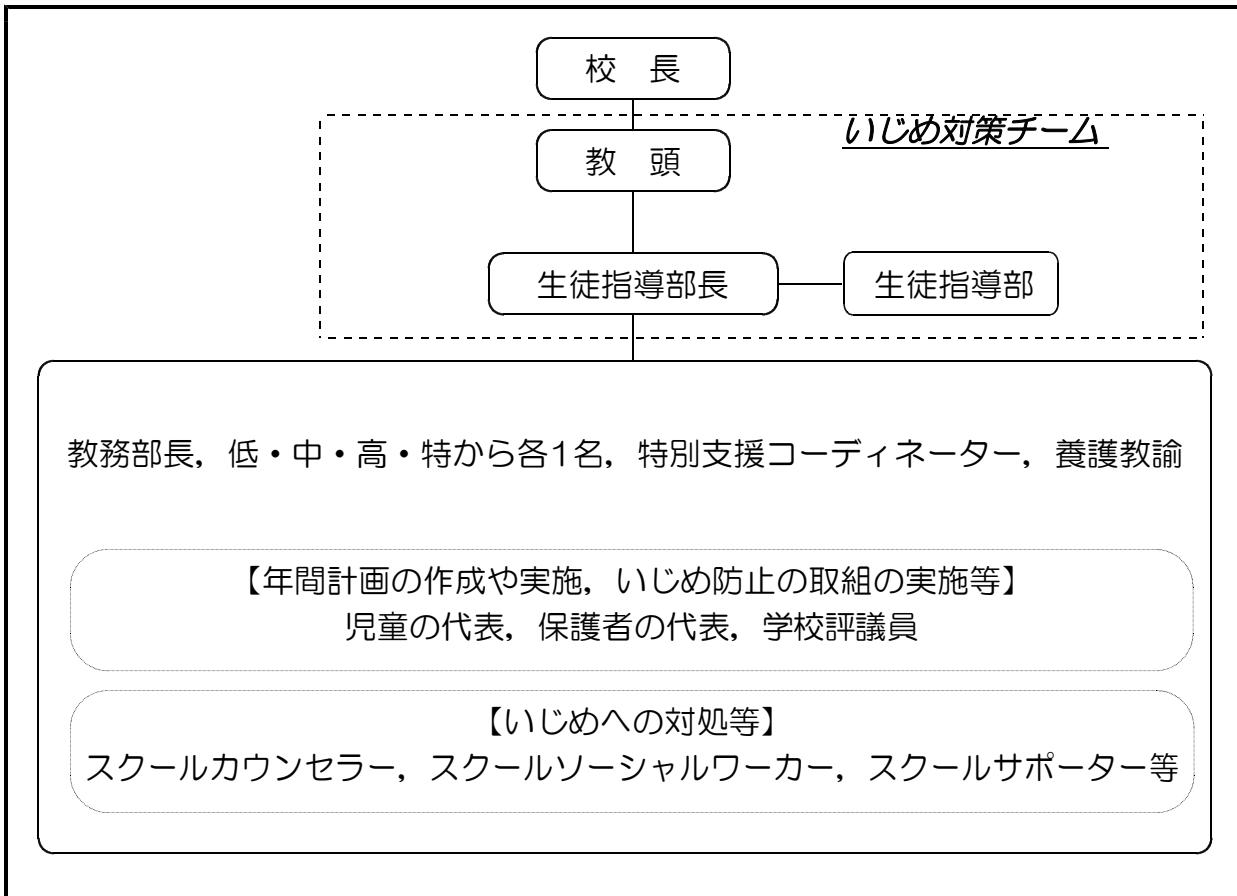
2 児童が主体となった取組の推進

児童自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実

- ア) 児童自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を児童会を中心進めます。
- イ) 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- ウ) 児童が傍観者とならず、いじめ防止対策推進委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成（「いじめ防止対策推進委員会」）



(2) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア いじめが起きにくい, いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口（いじめ対策チーム）

イ) いじめの早期発見・事案対処のための, いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録, 共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有, 及び関係児童に対するアンケート調査, 聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった組織的な対応

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成, 実行, 検証, 修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画, 計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- イ) 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。
- ウ) 「無視した」「無視され」などの誤解が生まれないよう、人の適切な関わり方について、学活や道徳等の学習を通して身に付けられるよう努めます。

(4) 自己有用感^{*1}や自己肯定感^{*2}をはぐくむ指導の充実

- ア) 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

*1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

*2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

- ①日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- ②児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。
- ③いじめ防止等のための対策について、関係機関及び民間の相談機関から情報や助言をうけられるよう、連携を強化していきます。

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 氏名 _____

旭川第三小いじめ防止対策推進委員会

朝の会・帰りの会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 <input type="checkbox"/> 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 <input type="checkbox"/> イライラして、物にあたる。
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 泣いていたり、泣いた形跡がある。 <input type="checkbox"/> 机の上や中が汚されている。 <input type="checkbox"/> 机や椅子が汚損にされている。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。 <input type="checkbox"/> 座席が替わっている。
授業中	<input type="checkbox"/> 特定の児童の名前が何度も話題になる。 <input type="checkbox"/> グループ分けや班活動で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 配付物がきちんと配られない。 <input type="checkbox"/> 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 <input type="checkbox"/> 冷たい視線が注がれる。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きされる。 <input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	<input type="checkbox"/> 職員室や保健室に頻繁に行く。 <input type="checkbox"/> 先生の近くに居ることが多い。 <input type="checkbox"/> 特定の児童を避ける動きが見られる。 <input type="checkbox"/> 一人ではぽつんとしている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童を囮むように児童が集まる。 <input type="checkbox"/> 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 <input type="checkbox"/> 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 <input type="checkbox"/> 侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
給食時	<input type="checkbox"/> 配膳すると嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 望まないおかずを多く盛られる。 <input type="checkbox"/> 食べ物を他人に取られる。 <input type="checkbox"/> グループから外れて一人で食べる。
清掃時	<input type="checkbox"/> 嫌な作業をいつもやらされる。 <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰る。 <input type="checkbox"/> 先生に何か言いたそうにしている。 <input type="checkbox"/> 他の児童の分まで荷物を持たされる。
その他	<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる。 <input type="checkbox"/> 服が汚れたり、不自然な汚れがある。 <input type="checkbox"/> 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 <input type="checkbox"/> 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 <input type="checkbox"/> 悪口を言われても、愛想笑いをする。 <input type="checkbox"/> 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込みます、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆ 日常の児童とのふれあいを大切に！

おもそうだんまどぐち 主な相談窓口(小学生)

◆旭川市子ども総合相談センター

でんわばんごう
<電話番号>

だいひょう
代表 0166-26-5500

こどもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

うけつけじかん
<受付時間>

げつもく
月・木 8:45~20:00 火・水・金 8:45~17:15

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

でんわばんごう
<電話番号>

0120-007-110 (ぜろぜろなな のひゃくとおばん)

うけつけじかん
<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆旭川法務小年支援センター(旭川少年鑑別所)

でんわばんごう
<電話番号>

0166-31-5511

うけつけじかん
<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

でんわばんごう
<電話番号>

050-3383-5566

うけつけじかん
<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆上川教育局教育相談電話

でんわばんごう
<電話番号>

0166-46-5243

うけつけじかん
<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

でんわばんごう
<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

うけつけじかん
<受付時間>

まいにちじかん
毎日24時間

じかんこどもエスオーエス
<メール相談> doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

(裏面につづく)

◆児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(北海道保健福祉部)
◇
<電話番号>
189 (いちはやく) <受付時間> 每日24時間

◆チャイルドラインほっかいどう(認定NPO法人チャイルドライン支援センター)
◇
<電話番号>
0120-99-7777
<受付時間> 毎日16:00~21:00 (12/29~1/3除く)

◆少年サポートセンター「少年相談110番」(北海道警察)
◇
<電話番号>
0120-677-110
<受付時間> 平日 8:45~17:30

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】(北海道 札幌市)
◇
<電話番号> 050-3786-0799 または #8891
<受付時間> 平日10:00~20:00 (土日祝, 12/29~1/3除く)

◆こころの電話相談(北海道立精神保健福祉センター)
◇
<電話番号> 0570-064-556
<受付時間> 平日9:00~21:00 土日祝10:00~16:00

◆北海道いのちの電話(社会福祉法人北海道いのちの電話)
◇
<電話番号>
011-231-4343 <受付時間> 每日24時間

◆北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター(北海道総合政策部)
◇
<電話番号> 0120-501-507
<受付時間> 每日24時間

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。
事前に都合の良い日時をお知らせください。
旭川市立旭川第三小学校 TEL 0166-31-0561

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- イ) いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないよう見守ります。
- ウ) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ア) いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- イ) いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。
- エ) 性に関わる事案については、児童のプライバシーに配慮した対処を行い、情報管理の徹底に努めます。

(3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- ア) いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- イ) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- エ) 本校以外の児童生徒が関わる事案については、教育委員会を窓口とし、学校間で連携して指導・助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア) いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を高めます。

7 いじめの解消

①いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

ア) いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。

イ) いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

②観察の継続

ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。

イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

＜いじめの把握＞

- いじめを受けた児童（生徒）や保護者
- 学級担任
- 児童（生徒）アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童（生徒）や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

＜いじめの報告＞

- 把握者→学級担任等→報告窓口（生徒指導部長）→集約担当（教頭）→校長

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

□事実関係の把握

□いじめ認知の判断

□「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）

□全教職員による共通理解

□SCや関係機関等との連携の検討

【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童(生徒)及び保護者への支援
- いじめを行った児童・生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童・生徒への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関への相談（教育委員会、警察、子ども相談支援総合センター）との連携

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	<ul style="list-style-type: none">□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。□いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<ul style="list-style-type: none">□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。□不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	<ul style="list-style-type: none">□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせるの大切さに気付かせる。□自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくる大切さを自覚させる。
家庭	<ul style="list-style-type: none">□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。□今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<ul style="list-style-type: none">□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。□保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	<ul style="list-style-type: none">□当該児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

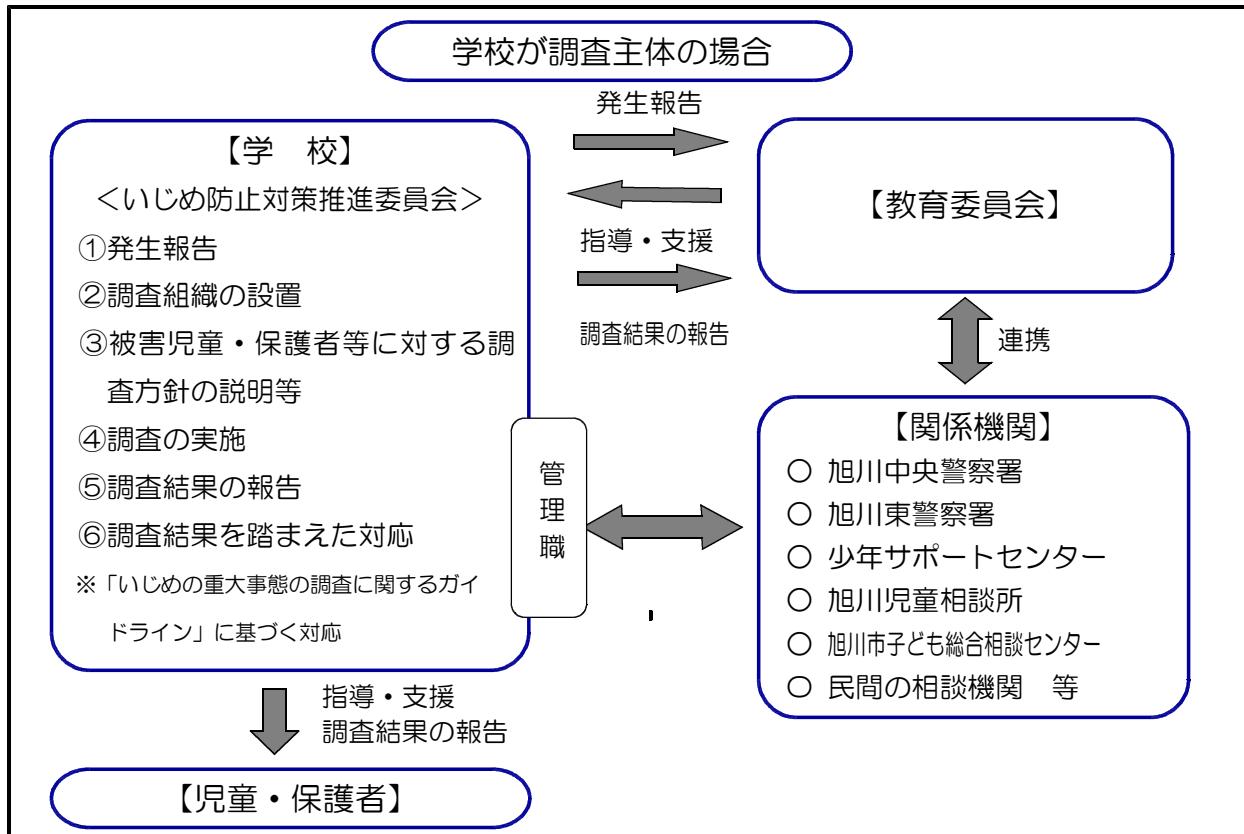
- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

<ul style="list-style-type: none">○ 原因の詳細な分析<ul style="list-style-type: none">□事実の整理、指導方針の再確認□スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用○ 学校体制の改善・充実<ul style="list-style-type: none">□生徒指導体制の点検・改善□教育相談体制の強化□児童(生徒)理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 教育内容及び指導方法の改善・充実<ul style="list-style-type: none">□児童(生徒)の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実□道徳の時間の充実等、児童(生徒)の豊かな心を育てる指導の工夫□分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組	<ul style="list-style-type: none">○ 家庭、地域との連携強化<ul style="list-style-type: none">□教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開□学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価□児童(生徒)のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成
--	---	--

8 いじめの重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- (2) 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。
- (4) 関係機関との対応は管理職が主となって行います。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などへの参画を得て進めるように努める。
- (2) いじめの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポート等の外部専門家を加えて対応する。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

- ア) 情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- イ) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
- ウ) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

11 学校いじめ防止プログラム

□は、未然防止の取組

△は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 (年間を通して適宜開催) ○校内研修(1) ・生徒指導理解研① ○児童に関する学校間の情報交流(授業参観等) ○校内生活習慣徹底月間の取組 ○校内巡回の推進(通年) ○学校ネットパトロール(毎月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○校内研修(2) ・生徒指導理解研② ・学級内の気になる児童について全教職員による共通理解 ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 ・いじめ・非行防止強調月間の取組 ・アンケートの集計、分析 ○校内研修(3) ・児童理解アンケート(ほつと)についての共通理解 ○保護者との個別懇談の実施 ○市教委いじめに関する実態調査 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査① 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に関する学校間の情報交流(授業参観等) ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加 ○「子どもの心を育てる連絡協議会」(東明中地区委)への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修(4) ・児童アンケートや各種調査結果の活用 ○旭川市主催「生徒指導研修会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に関する学校間の情報交流(授業参観等) ○ネットトラブル防止のための研修会の実施 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査②
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等 ○相談窓口のお知らせ ・スクールカウンセラー(SC) ・子どもホットライン ○SCIによる教育相談(月1回程) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間) ○あいさつ運動・いじめ非行防止ポスターの取組 ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめアンケート調査① ○いじめ・非行防止強調月間① ○生命(いのち)の安全教育① 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種調査の実施 ○ボランティア活動(リングブル収集、花壇の世話等)の実施 ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ○生活・学習Actサミットへの参 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間) ○生活・学習Actサミットを受け 	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関する啓発 ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○家庭訪問 ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関する情報収集(通年) 			<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ○学校運営協議会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ 	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・非行防止強調月間の取組 ・アンケート調査の取りまとめ及び ○ネットトラブル防止教室の参加(4年生以上) ○教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修(5) <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導理解研③ ・気になる児童についての追加情報、修正等 ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加 ○保護者との個別懇談の実施 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査③ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止等に関わる取組についての点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣小中学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 等 ○中1ギャップ解消等のための中連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修(6) <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上で行われるいじめへの対応 ○「子どもの心を育てる連絡協議会」(東明中・東陽中地区委)への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習調査、児童実態調査の実施 ○いじめ・非行防止強調月間② ○生命(いのち)の安全教育② 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめアンケート調査② ○児童会活動によるいじめ防止の取組(フレンドリー集) ○いじめ相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・校内の窓口 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間) ○いじめ相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・校内の窓口 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間) 	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市教委いじめアンケート調査 	
家庭・地域			<ul style="list-style-type: none"> ○2学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日 等 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本 ○学校関係者評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○3学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日 等